

技 術 指 針

(令和4年7月1日京都市告示第214号)

第1章 一般的事項

第1節 趣旨

- 1 この技術指針は、京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、対象事業に係る計画段階環境配慮、環境影響評価及び事後調査（以下「環境影響評価等」という。）が適切かつ円滑に実施されるよう環境影響評価等に係る項目、方法等について定めるものである。
- 2 事業者は、この技術指針に基づき、事業の特性及び地域の特性を考慮して、対象事業又は第一種事業等の計画に係る計画段階環境配慮事項を検討するものとする。
- 3 第1類事業者は、この技術指針に基づき、事業の特性及び地域の特性を考慮して、環境影響評価に係る項目、方法等について選定するものとする。
- 4 第1類事業者（移行事業者を含む。）は、この技術指針に基づき、工事中又は施設供用後の事後調査に係る項目、方法等について選定するものとする。
- 5 この技術指針は、科学的知見の進展に応じ必要があると認めるときは、改定するものとする。

第2節 用語

この技術指針で使用する用語は、以下に定めるものの他、条例で使用する用語の例による。

- 1 社会面
基本的に事業の合目的性をいい、人口や福祉、文化などの一般的な社会科学の側面をいうものではない。
- 2 経済面
基本的に事業の経済性をいい、当該事業による市場や産業への波及効果、雇用創出などの一般的な経済の側面を含むものではない。
- 3 貴重種情報
情報を公にすることにより種の保全及び良好な環境の保全の支障となる可能性

が高い市域の貴重な植物及び動物に係る生育、生息に関する情報をいう。

- 4 計画特性
対象事業の目的及び立案の背景等の内容をいう。
- 5 地域特性
対象事業を実施しようとする地域の歴史的文化環境も含む自然的社会的状況をいう。
- 6 環境要素
環境を構成する要素をいう。
- 7 環境要因
対象事業の実施により環境を保全、創造する場合も含めて、環境に影響を及ぼすおそれのある要因をいう。
- 8 環境保全措置
事業者により実行可能な範囲内で予測項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減する措置、並びに必要な応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置をいう。

第3節 留意点

環境影響評価等の実施に際しては、以下の点に十分留意すること。

- 1 配慮書案等は、市民等が事業内容への理解を深めることが目的であることから、その作成にあたっては、図表等を多用し、分かり易い表現に努めることが重要である。
- 2 貴重種情報の取扱いは慎重を期す必要があることから、当該情報の配慮書等への記載の際は、十分本市と協議を行うこと。

第2章 計画段階環境配慮

第1節 一般的事項

計画段階環境配慮は、計画の立案の段階で行うものであるが、対象事業の熟度等が事業の種類によっても異なることが想定されることから、一律に本技術指針で示す内容に拘束されることなく、弾力的かつ柔軟

に計画段階環境配慮を実施していくものとする。

計画段階環境配慮に係る手続では、複数案から環境上望ましい最良案を絞り込むことになるが、計画段階環境配慮を終えた後、経済性・社会性等を反映し、事業化に向けた検討を進めていくことになる。そのため、計画段階環境配慮で絞り込んだ環境上望ましい最良案は、最終的な事業計画の基礎となるものの、必ずしもそのまま最終的な事業計画になるわけではない。

1 計画段階環境配慮の原則

- (1) 計画段階環境配慮の実施に当たっては、対象事業に係る位置・規模又は建造物等の構造・配置に関する適切な複数案を設定することを基本とする。
- (2) 複数案の設定に当たっては、位置・規模に関する複数案を優先すべきであるが、立地条件から事業の位置が制約される場合や、既に上位の計画で事業の位置・規模が決定している場合など、位置・規模に関する複数案の設定が現実的に困難な事業にあっては、構造・配置に関する複数案を検討することも可能である。ただし、位置・規模に関する複数案の設定を行わない場合にあつては、その理由を示すこと。
 なお、複数案の一部が、京都市域外となることも想定されるが、審査の対象は京都市域内の案に限る。
- (3) 複数案の設定に当たっては、現実的である限り当該事業を実施しない案（以下「ゼロ・オプション」という。）を含めるよう努めることとする。
- (4) 複数案を設定しない場合は、その理由を示すとともに、計画段階環境配慮における調査、予測及び評価は、事業実施段階の環境影響評価と同程度の精度の高いものとする。こと。（第3章参照）

2 計画段階環境配慮の実施時期

計画段階環境配慮の目的は、事業の実施による重大な環境影響の回避であることから、事業の「位置・規模」又は「配置・構造」に係る複数案の設定が可能な時期から、「位置・規模」又は「配置・構造」が確定する前までに実施するものとする。

第2節 配慮書案の作成手順

事業者は、以下の手順に従って配慮書案を作成するものとする。

1 事業計画の特性把握

対象事業に係る複数案の設定及び環境影響評価項目の選定に当たって、当該設定等を行うための条件等を把握するため、計画特性を明らかにするものとする。

- (1) 対象事業に係る計画策定の背景、対象事業計画の目的、期間等の基本的事項
- (2) 対象事業計画と他の計画等の関係
- (3) 対象事業計画で定めようとする立地場所、施設配置等に関する事項
- (4) 対象事業計画に含まれる事業の種類と規模
- (5) その他対象事業計画に関する事項

2 地域特性の把握

対象事業計画の複数案の設定及び環境影響評価項目の選定に当たって、当該選定等を行うために必要と認める範囲内で、事業実施想定区域に係る地域特性を把握するものとする。

対象事業計画の特性を考慮して、表1を参考に地域特性を把握する。この際、環境影響を受けやすい学校、病院、住居等を漏れなく把握することが重要である。また、必要に応じて、表1以外の項目を適宜追加して把握することとする。

地域特性は、最新の既存文献の収集、整理等により把握するものとするとともに、当該既存文献の出典を明らかにするものとする。

なお、表1に示す項目について網羅的に把握する必要はなく、配慮すべき環境がどのような状況にあるのかが明らかになるよう記載するものとする。

表1 地域特性調査項目

区		調査項目の例
自然的 状況	地象	地形の分類、地質の構造等
	水象	河川、地下水、池沼に係る流況等
	気象	気温、湿度、降水量等
	生態系	植物の生育状況、動物の生

		息状況等
社会的状況	人口	人口、世帯数、人口密度等
	産業	産業別事業所数及び従業者数、生産量等
	土地利用	土地利用の現況、都市計画法に基づく地域地区等の決定状況、周辺地域における開発の動向等
	水域利用	上水・農業用水等の水利権の設定状況及び利水状況、地下水の利用状況、漁業権の設定状況等
	交通	交通網、道路交通状況、鉄道・軌道の利用状況等
	施設状況	学校・病院・住居等の配置、公園・緑地等の配置、野外レクリエーション地の概況、下水道の普及状況等
	文化財	有形文化財、記念物、伝統的建造物群、周知の埋蔵文化財包蔵地及び文化財環境保全地区の分布
	景観	美観地区、歴史的景観保全修景地区、自然風景保全地区、伝統的建造物群保存地区等の指定状況等
関係法令等による地域指定		環境要素に係る環境の概況、環境基準等の適合状況等

3 複数案の設定

計画特性及び地域特性を考慮して、複数案を設定するものとする。複数案は、事業計画の特性を踏まえた制約条件を満たす必要があることから、事業計画のどの部分を複数案の検討対象とするかを明らかにする。

4 環境要素等の抽出（表2～表4）

計画特性及び地域特性を考慮して、環境要素と環境要因の関連を整理し、環境要素を抽出するものとする。

なお、抽出にあたっては、事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある

環境要素、又は、複数案間において影響の大小が明確となる環境要素に特化し、抽出した理由を明らかにするものとする。

例えば、工事の実施による騒音影響に係る詳細な評価など、事業実施段階の環境影響評価の方が適切な環境配慮が検討できる環境要素や、いずれの案であっても差異の見込みが考えにくい環境要素については、特定に留め、抽出する必要はない。

また、事業計画地の一部の公園化や街路の植樹など、対象事業の実施によって環境面で保全、創造される要素が考えられる場合には、環境要素に緑地創出等の指標を追加設定することが望ましい。

5 現状調査・予測・評価の実施

(1) 現状調査、予測及び評価の原則

現状調査、予測及び評価は、以下のとおり行うことを基本とする。

ア 複数案及び抽出された環境要素ごとに行うものとする。

イ 事業の進捗形態に応じて、「工事の実施中」、「供用後の施設の存在」及び「施設の供用」の各段階に区分し、環境要因ごとに行うものとする。

表2 環境要素

大気環境	1 大気質 2 騒音・低周波音 3 振動 4 悪臭
水環境	5 水質（地下水の水質を除く） 6 水底の底質 7 地下水の水質及び水位
土壌に係る環境その他の環境	8 地形及び地質 9 地盤 10 土壌
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	11 動物 12 植物 13 生態系
人と自然等との豊かな触れ合い	14 景観 15 人と自然との触れ合いの活動の場 16 文化財

環境への負荷	17 廃棄物等 18 温室効果ガス等
人の生活に密接に関わる生活環境の保全	19 風害 20 電波障害 21 日照阻害
その他	22 その他

表3 環境要因の具体例

環境要因	環境要因の具体例
工事	土地形状の改変（切土、掘削、埋立等） 植生の改変（樹木の伐採等）、建造物等の構築 既存工作物の解体、建設機械の稼働、工事用車両の通行など
存在	道路・軌道・建築物等の存在など
供用	自動車の走行、工場排気ガス、機械騒音など

表4 影響要因・環境要素関連表を用いた整理例

環境要素	案1			案2
	工事中	存在	供用	工事中
大気質				
騒音・低周波音				
振動				
悪臭				
水質（地下水の水質を除く）			△	△
水底の底質				
地下水の水質及び水位				
地形及び地質				
地盤				

土壌				
動物				
植物				
生態系		○		
景観		◎		
人と自然との触れ合いの活動の場				
文化財	△			
廃棄物等	○			
温室効果ガス等			◎	
風害		△		
電波障害		△		
日照阻害				
その他（ ）				

- ◎ 重大な影響を受けるおそれのある環境要素（計画段階環境配慮の対象）
- 影響を受けるおそれのある環境要素（計画段階環境配慮の対象外）
- △ いずれの案であっても差がない環境要素（計画段階環境配慮の対象外）

(2) 現状調査

対象事業の実施が環境に及ぼす影響の内容、程度（保全、創造される場合も含む。）について予測及び評価するための基礎資料を得ることを目的とし、原則として、既存資料を収集し、その結果を整理、解析するものとする。用いた資料については、その出典を明らかにすることとする。

なお、重大な環境影響を把握するうえで必要と認められる場合や、既存資料から十分な情報が得られない場合には、専門家等からの知見収集のほか、現地調査等を実施するものとする。

(3) 予測の実施

客観的かつ科学的な方法により、知見の蓄積や既存資料の充実の程度に応じ、環境の状態の変化又は環境への負荷の量について、別表2を参考に可能な限り定量的に把握するものとする。環境要素に応じて、事業の影響が最も

大きくなる時期、供用後の安定した時期等の適切な時期を対象とする。

なお、定量的な把握が困難な場合は、定性的に把握するものとする。

(4) 評価の実施

ア 複数案ごとの環境要素について環境影響の程度を整理し、各案の長所、短所を比較することを基本とし、複数案からの絞り込みを行う。

なお、一つの案が全ての環境要素において、最も環境影響が小さい案となることは想定しにくく、環境面から最も優れた案を絞り込むことは難しい。その際は、事業目的等の事業特性に応じて、優先すべき環境要素を高く評価することにより、一つの案に絞り込むことが可能である。

イ 複数案からの絞り込みの過程でどのように環境影響の回避、低減が図られたかについての検討内容を明らかにする。

ウ 環境基準、京都市環境保全基準等と整合性が図られているか否についても可能な限り検討する。

エ 排出総量等の計画的な目標値が設定されている場合は、必要に応じて、その目標への貢献度や達成度について、明らかにすることとする。

オ 必要に応じて、専門家等の助言を受けることとする。専門家等の助言を受けた場合は、当該助言内容及び専門家等の専門分野を明らかにすることとする。また、専門家等の所属属性を明らかにするよう努めることとする。

カ 必要に応じて、事業計画の実現可能性を検討する際の参考として、社会経済面の情報を整理してもよい。社会面の情報としては、上位計画等の目的にどの程度合致しているかを定性的に評価した結果などが考えられ、経済面の情報としては、用地取得に要する費用や建設費、維持管理費等、事業の経済性に係る情報が考えられる。

6 計画段階環境配慮の検討

評価の結果、絞り込んだ案（環境上望ましい最良案）を基本として、事業化に向けた検討を進めていくうえで環境保全上配慮すべき事項について、以下の観点

で整理する。

- (1) 実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避し、又は低減するための配慮内容
- (2) 事業の実施により損なわれるおそれのある環境の有する価値を代償するための配慮内容
- (3) 事業の実施により新たに保全又は創造される配慮内容

7 配慮書案の作成

現状調査、予測、評価及び計画段階環境配慮の検討結果等を記載した配慮書案を作成し、市長に提出するものとする。

第3節 配慮書の作成手順

配慮書案に対する京都市長の意見を勘案するとともに、環境配慮の観点から提出された市民等の意見に配慮して、複数案の再検討を含め、配慮書案の記載事項の検討、修正を行い、配慮書として作成し、京都市長に提出するものとする。配慮書には下記の事項を反映することとする。

- 1 配慮書案から配慮書にかけて内容が修正された箇所や意見に対する事業者の見解が容易に見て取れるよう、配慮書には、当該検討経過等を取りまとめることとする。
- 2 配慮書案についての市民等の意見及び市長意見について、当該意見及びその意見に対する事業者の見解を配慮書に記載する。
- 3 配慮書では、前2項を踏まえ、配慮書案での環境上望ましい最良案を、必要に応じて見直すこととする。
- 4 環境配慮の観点に基づかない意見については、必ずしも事業者としての見解を示す必要はないこととする。

第3章 事業実施段階の環境影響評価

第1節 一般的事項

計画段階環境配慮に係る手続において、環境上望ましい最良案及び環境保全上配慮すべき事項を整理した後、これらを基本として、環境保全以外の観点を反映させた事業計画の詳細が決定される。この段においては、事業の位置・規模等が概ね確定する

ことから、計画段階環境配慮で求められる簡易な調査、予測及び評価の手法と比べてより高精度な内容が求められ、より具体的な環境保全措置が必要となる。

第2節 環境影響評価方法書の作成手順

事業者は、以下の手順に従って方法書を作成するものとする。

1 事業計画の立案

事業計画の策定に当たっては、計画段階環境配慮の結果に基づいて必要な環境への配慮を行うものとする。

計画段階環境配慮の手続後、計画策定に至る経過をとりまとめ、方法書内に記載することとする。

なお、計画段階環境配慮から大幅な事業計画の変更があった場合には、その理由も方法書内に記載することとする。

2 事業特性及び地域特性の把握

対象事業に係る環境影響評価等の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たって、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす事業特性及び地域特性を把握するものとする。

なお、計画段階環境配慮に係る手続においても、当該特性を把握しているため、年次経過による情報の更新や事業計画の立案過程における事業特性の変更等、新たに把握すべき事項のみを対象とすることを基本とし、可能な限り計画段階環境配慮時のものを活用することとする。ただし、事業特性に関しては、計画段階環境配慮時のものから精度が上がっていることから、以下の項目について調査するものとする。

- (1) 対象事業の種類
- (2) 対象事業の規模
- (3) 対象事業の工事計画の概要
- (4) 施工後に当該土地又は工作物において行われることが予定されている事業活動等の概要
- (5) その他対象事業等に関する事項

地域特性の詳細は、第2章第2節を参照のこと。

3 影響を受ける環境要素の抽出

事業特性及び地域特性を考慮して、環境要因と環境要素の関連を表5に示す関連表により整理し、対象事業等の実施により影響を受けると考えられる環境要素を全て抽出するものとし、抽出した理由又は抽出しなかった理由を明らかにするものとする。

表5 環境要因・環境要素関連表

環境要素	環境要因	工事			存在			供用		
	細区分									
1 大気質										
2 騒音・低周波音										
3 振動										
4 悪臭										
5 水質										
6 水底の底質										
7 地下水の水質及び水位										
8 地形及び地質										
9 地盤										
10 土壌										
11 動物										
12 植物										
13 生態系										
14 景観										
15 人と自然との触れ合いの活動の場										
16 文化財										
17 廃棄物等										
18 温室効果ガス等										
19 風害										
20 電波障害										
21 日照障害										
22 その他										

4 予測及び評価手法の検討

事業特性及び地域特性を考慮して予測及び評価を行う項目（以下「予測項目」という。）、方法等を検討するものとする。

5 方法書の作成

事業特性、地域特性、調査、予測及び評価の手法、計画段階環境配慮の内容等を記載した方法書を作成し、市長に提出するものとする。

第3節 環境影響評価準備書及び環境影響評価書の作成手順

事業者は、以下の手順に従って準備書及び評価書を作成するものとする。

1 現状調査計画の決定

説明会を開催する等、方法書の記載内容の周知を図るとともに、環境の保全の見地から提出された意見に対する事業者の見解を市長に提出するものとする。方法書に対する市長意見を勘案するとともに、市民等の意見に配慮して、現状調査項目、調査範囲、調査期間等に検討を加え、現状調査計画を決定するものとする。

2 現状調査の実施

(1) 現状調査項目

対象事業等の実施により影響を受けると考えられる環境要素を表5に示す関連表により整理、抽出し、抽出された環境要素を把握するために別表1に示す調査項目のうちから必要なものを選定し、現状調査項目とする。

なお、事業者は、現状調査項目、手法等の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じ、その見直しを行わなければならない。

(2) 調査地域

調査地域は、事業特性及び地域特性を考慮して、対象事業等の実施により各現状調査項目ごとに、当該環境要素が環境に影響を及ぼすと予想される範囲を含む地域とする。

(3) 調査地点

調査地点は、事業特性及び地域特性を考慮して、調査地域の各環境要素の状況を適切に把握し得るように設定する。

(4) 調査期間等

調査期間、時期及び頻度は、地域特性を考慮して、各環境要素の状況を把握し得るように設定する。

特に、季節等による変動を把握する必要がある現状調査項目に係るものについては、これを適切に把握できるよう調査に係る期間、時期及び頻度に留意しなければならない。

(5) 調査の手法

現状調査の実施及び情報の整理等に当たっては、以下の点に留意するものとする。

ア 調査は、文献の収集又は現地調査により実施するものとする。

イ 文献の収集による場合は、当該情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにしなければならない。

ウ 現地調査による場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、可能な限り環境への影響が小さい手法を選定するよう努めなければならない。

エ 情報の収集、整理又は解析について、法令等により定められた手法（以下「公定法」という。）がある環境要素に係る現状調査項目については、当該公定法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。

オ 希少種情報については、公開に当たって必要な配慮を行うものとする。

3 予測及び評価の実施

方法書に対する市長意見を勘案し、並びに市民等の意見に配慮するとともに、現状調査の結果を踏まえて、予測手法及び評価手法を決定し、実施するものとする。

(1) 予測項目

対象事業等の実施による環境負荷及び当該事業の実施を含む将来の環境の状態を予測するものとし、予測項目は、事業特性及び地域特性を考慮して、必要なものを選定する。事業特性によっては、未規制物質も予測対象となり得る。

なお、事業者は、環境影響評価の手

法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において予測項目、手法等の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じ、その見直しを行わなければならない。

(2) 予測地域

予測地域は、事業特性及び地域特性を考慮して、対象事業等の実施により各環境要素の状況に影響を及ぼすと予想される地域とする。

予測は、事業特性、地域特性及び予測項目に応じて、予測地域全体又は適切な予測地点について行う。

予測地点は、予測地域を代表し得る地点、特に影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象等への影響を把握し得る地点等、環境への影響を的確に把握できる地点を設定するものとする。

(3) 予測時期

工事の実施中及び存在・供用段階で実施するものとする。

工事に係る予測項目については、工事計画を考慮し、工事の最盛期等の環境への影響が最大となる時期とする。

存在及び供用に係る予測項目については、対象事業等の計画目標時期又は供用開始後定常状態になる時期とする。

(4) 予測の手法

予測の手法は、事業特性及び地域特性を考慮して、環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、最新の科学的知見を反映した理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握することを基本とし、別表2を参考に予測項目ごとに適切なものを選択する。

個別の事業特性や地域特性等に合わせ最適な手法を選択できるよう複数の手法を含めるよう努める。

なお、予測の前提となる対象事業等の稼働条件、予測に使用する原単位等の設定条件を明確にするとともに、理論式等を使用する場合にあっては、現況再現性について検討するものとする。

(5) 評価項目

評価項目は、予測項目と同一とする。

(6) 評価方法

評価に当たっては、評価項目ごとに調査及び予測の結果（環境保全措置を検討した場合にあっては、当該検討を

行った結果を含む。）を踏まえ、建造物の構造・配置のあり方、環境保全設備、工事の方法等を含む幅広い環境保全措置を対象として、複数の案を時系列に沿って若しくは並列的に比較検討すること、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること等により、対象事業等の実施により当該評価項目に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内で可能な限り回避され、又は低減されており、必要に応じ、その他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているか否かを評価するものとする。このほか、以下の観点からの評価も行うこと。

ア 環境基準、京都市環境保全基準等が示されている評価項目にあっては、当該基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて明らかにする。

イ 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置等の効果を見込む場合にあっては、当該措置の内容及びその可能性について明らかにするものとする。

ウ 評価項目ごとにとりまとめられた結果の概要を一覧できるように取りまとめること等により、他の環境要素に及ぼすおそれがある影響について、検討を行うよう留意するものとする。

4 環境保全措置の検討

予測の結果、環境影響がないと判断される場合及び環境影響が極めて小さいと判断される場合以外の場合、実行可能な範囲内で環境保全措置を検討するものとする。環境基準、京都市環境保全基準等が示されている評価項目にあっても、当該基準等の達成に努めることに留まらず、更なる実行可能な環境保全措置を検討するものとする。

(1) 代償措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響を回避し、又は低減することを優先するものとし、これらの検討結果を踏まえ、必要に応じ、当該事業等の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素の持つ環境の

保全の観点からの価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）の検討を行うものとする。

(2) 検討経過の整理

環境保全措置の検討に当たっては、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるよう整理するものとする。

(3) 留意事項

環境保全措置の検討にあたっては、以下の点に留意するものとする。

- ア 環境保全措置の効果及び必要に応じ、不確実性の程度
- イ 環境保全措置の実施に伴い生じるおそれのある環境影響
- ウ 環境保全措置を講ずるにもかかわらず存在する環境影響
- エ 環境保全措置の内容、実施期間、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法

5 準備書の作成

現状調査結果、予測及び評価の結果、環境保全措置の検討の経過、事後調査の計画等を記載した準備書及び準備書要約書を作成し、市長に提出するものとする。

6 評価書の作成

説明会を開催する等、準備書の記載内容の周知を図るとともに、環境の保全の見地から提出された意見及び公聴会で述べられた意見に対する事業者の見解を市長に提出するものとする。

準備書に対する市長意見を勘案するとともに、市民等の意見に配慮して、準備書の記載事項の検討、補正を行い、評価書及び評価書要約書を作成し、市長に提出するものとする。

第4章 事後調査

第1節 事後調査計画書の作成手順

1 事後調査計画書の作成手順

(1) 事後調査計画の検討

環境への影響の重大性に応じ、工事

中及び供用後の環境の状態等を把握するための調査（以下「事後調査」という。）の必要性について検討し、事後調査の項目、調査頻度、実施時期等の検討を行うものとする。

(2) 事後調査計画の準備書及び評価書への記載

事後調査計画については、準備書及び評価書に記載するものとする。準備書に記載された事後調査計画に対する市長意見を勘案するとともに、市民等の意見に配慮して、事後調査計画に係る記載事項の検討、補正を行い、評価書に記載するものとする。

(3) 事後調査計画書の作成

ア 評価書に記載された事後調査の計画を基に、より具体化した工期等を踏まえ実施計画を定め、事後調査計画書を作成し、工事着手届とともに市長に提出するものとする。

イ 移行事業者は、供用後の環境状況が、法第27条の規定により公告した評価書の予測結果等からの乖離が無い、又は、環境保全措置が十分であるか等について、適切に判断できる事後調査計画書を作成し、工事完了後速やかに市長に提出するものとする。

2 事後調査項目

(1) 施設調査

対象事業等の工事、存在、供用の区分毎に、対象事業等の実施に伴う施設等の稼働状況、環境保全措置の実施状況等を調査するものとする。

(2) 環境調査

予測及び評価結果を考慮して、評価項目のうちから、必要なものを選定する。

3 事後調査時期

(1) 工事の実施中及び存在・供用段階で実施するものとする。

(2) 工事に係る項目については、工事計画を考慮し、工事の最盛期等の環境への影響が最大となる時期とする。

(3) 存在及び供用に係る項目については、対象事業等の計画目標時期を基本とし、計画目標時期までに相当期間がある場合には、供用開始後、又は供用開始後の稼働状況が安定した時期にも調査を

実施するものとする。

4 事後調査地点

環境調査に係る事後調査地点は、予測地域の各環境要素の状況を適切に把握し得るように設定することとし、予測地点と同一の地点を基本とする。

5 事後調査方法

事後調査の実施及び情報の整理等に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 情報の収集、整理又は解析について、公定法がある環境要素に係る現状調査項目については、当該公定法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。
- (2) 現状調査と同様、最新の科学的知見を反映した手法を選定するものとする。
- (3) 現状調査と同様、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、可能な限り環境への影響が小さい手法を選定するよう努めるものとする。
- (4) 希少種情報については、必要な配慮を行うものとする。
- (5) 調査によって得られた結果は、予測の結果、事業者が定めた目標値及び環境基準等とともに分かり易く整理するものとする。
- (6) 事後調査の結果と予測の結果が著しく乖離している場合には、予測に用いた値及び予測式について検討を加えるものとする。

検討するものとする。

なお、環境の状況が人の健康に重大な被害が生じるおそれがある場合など緊急を要する場合には、直ちに環境保全対策を講じるとともに、当該措置による環境の状況の変化について調査を実施するものとする。

3 事後調査結果報告書の作成

事後調査結果を整理（原因究明を行った場合には、その手法、検討結果を含む。）し、事後調査結果報告書を作成し、市長に提出するものとする。

附則（平成25年3月29日京都市告示第493号）

この指針は、平成25年4月1日から施行する。

附則（令和4年7月1日京都市告示第214号）

この指針は、令和4年7月1日から施行する。

第2節 事後調査結果報告書の作成手順

1 事後調査結果の整理

工事中（移行事業者を除く。）及び存在、供用の各段階で事後調査を実施し、予測の結果、環境保全措置の実施状況及び環境の保全上の目標値との関係を整理するものとする。

2 原因究明等

事後調査の結果が予測を上回った場合は、その原因究明を行うものとする。原因究明の結果、対象事業等の実施に起因して、環境への影響が認められる場合には、追加して実施する環境保全措置を

別表 1

調 査 項 目

調 査 項 目	調 査 項 目 の 細 区 分
大気質	環境基本法第16条及びダイオキシン類対策特別措置法第7条に規定する環境基準項目、大気汚染防止法第2条に規定するばい煙・揮発性有機化合物・粉じん、京都府環境を守り育てる条例第1条第6項に規定するばい煙、その他必要な項目
気象	風向、風速、気温、湿度、日射量、放射収支量、降水量、その他必要な項目
騒音・低周波音	騒音レベル、周波数特性、その他必要な項目
振動	振動レベル、周波数特性、その他必要な項目
悪臭	悪臭防止法第2条に規定する特定悪臭物質及び臭気指数、臭気濃度、臭気強度、その他必要な項目
水質及び水位等	環境基本法第16条に規定する人の健康の保護に関する環境基準項目、環境基本法第16条に規定する生活環境の保全に関する環境基準項目、ダイオキシン類対策特別措置法第7条に規定するダイオキシン類、水質汚濁防止法第3条に規定する排水基準項目、水道法第4条に規定する水質基準項目、水循環系に関する項目（地下水位、水の流れの変化、地下水の分断、地下水の涵養、表流水・湧水の状況、蒸発散量、河川・池沼の形態、湛水量等）、その他必要な項目
地形及び地質	地形・地質の種類、重要な地形・地質、重要な自然現象、その他必要な項目
地盤	地盤沈下量、土地の安定性の変化、地滑り、斜面崩壊、液状化、地盤陥没、その他必要な項目
土壌	環境基本法第16条及びダイオキシン類対策特別措置法第7条に規定する環境基準項目、土壌汚染対策法第2条に規定する特定有害物質、保水機能、通水機能、生産力、地下水浄化、貴重な土壌、その他必要な項目
動物	動物相（哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、魚類、昆虫類）、その他必要な項目
植物	植物相、植生、水生植物、その他必要な項目
生態系	上位性・典型性・特殊性を有する生物種及びその他の生物種の生育・生息状況（連続性の観点を含む）、種の多様性の状況、その他必要な項目
景観	景観の構成要素の現況、景観資源の分布、重要な視点場の状況、周辺環境との調和、圧迫感の状況、その他必要な項目
人と自然との触れ合いの活動の場	野外レクリエーション地等の分布・利用状況、音環境、その他必要な項目
文化財	有形文化財、記念物、伝統的建造物群、周知の埋蔵文化財包蔵地及び文化財環境保全地区の分布、その他必要な項目
廃棄物等	発生及び処理の状況、管理・減量化・再利用の状況、その他必要な項目
残土	掘削残土の性状、その他必要な項目
温室効果ガス等	温室効果ガスの発生量の状況、エネルギーの消費量、オゾン層破壊物質の状況、その他必要な項目

風害	上空及び地表付近の局地的な風向・風速、瞬間的な強風、土地利用・地物の状況、その他必要な項目
電波障害	電波受信状況（地上波、BS波）、土地利用・地物の状況、その他必要な項目
日照障害	冬至日における日影時間、土地利用・地物の状況、その他必要な項目
土地利用	学校・病院・住居等の位置・分布、地域分断、その他必要な項目
水域利用	農業用水等の使用状況、その他必要な項目
発生源	発生源の種類、規模、排出条件、稼働状況、発生負荷量、その他必要な項目
その他	その他必要な項目

※ その他必要な項目には、学術的な知見の集積等により、新たに基準等が設定された物質や、基準値等は設定されていないものの、事業活動により排出されることで周辺環境に影響を与えるおそれのある化学物質（未規制物質）、その他周辺環境に影響を与えるおそれのある環境要因を含む。

※ 別の区分である項目であっても、相互に密接な関連があると認められるものについては、一体的に整理することが望ましい。

別表 2

予 測 方 法

環 境 要 素		予 測 方 法	
		事 業 実 施 段 階	計 画 段 階
大 気 質	排出量等(発生源)	事業計画に基づく推定	
	寄与濃度	<ul style="list-style-type: none"> ・大気拡散モデル(数値計算) ・風洞模型実験 ・野外拡散実験 ・類似事例による推定 ・その他適切な方法による推定 [必要に応じて、長期予測及び短期予測を実施]	汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化(物質の量的な変化を含む。)の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。
	環境濃度	バックグラウンド濃度に寄与濃度を加算して推計	
騒 音	騒音の状況(発生源)	事業計画に基づく推定	
	騒音レベル・周波数特性等	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音伝搬モデル(数値計算) ・経験的回帰式による推計 ・模型実験 ・類似事例による推定 ・その他適切な方法による推定 	
振 動	振動の状況(発生源)	事業計画に基づく推定	
	振動レベル等	<ul style="list-style-type: none"> ・振動伝搬モデル(数値計算) ・経験的回帰式による推計 ・類似事例による推定 ・その他適切な方法による推定 	
悪 臭	排出量等(発生源)	事業計画に基づく推定	
	悪臭物質濃度 臭気濃度等	<ul style="list-style-type: none"> ・拡散モデル(数値計算) ・類似事例による推定 ・その他適切な方法による推定 	
水 質	排出水量等(発生源)	事業計画に基づく推定	
	河川水質 水底の底質 地下水の水質 (汚染物質の濃度)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に基づく推定 ・理論式等(数値計算) ・実験等による推計 ・類似事例による推定 ・その他適切な方法による推定 [必要に応じて、地盤、土壌、生態系等の変化と関連付け]	
地 形 地 質	変化の程度 特異な地形の消滅等 特異な地質の消滅等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に基づく推定 ・類似事例による推定 ・その他適切な方法による推定 	
	地盤	地盤沈下等	
		・圧密モデル(数値計算)	

		<ul style="list-style-type: none"> ・水収支モデル（数値計算） ・時系列式による推計 ・経験的回帰式による推計 ・類似事例による推定 ・その他適切な方法による推定 	
土壌	有害物質の使用状況 (発生源)	事業計画に基づく推定	
	有害物質の濃度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に基づく推定 ・類似事例による推定 	
動物	動物相の変化 生息環境の変化 貴重な動物種の消滅 等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に基づく推定 ・類似事例による推定 ・その他適切な方法による推定 [必要に応じて、大気質、騒音、水質等の変化と関連付け]	陸上及び水生の動植物に関し、 <ul style="list-style-type: none"> ・生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況 ・生息状況又は生育状況及び動物の集団繁殖地並びに重要な群落の分布状況 ・その他の注目すべき生息地の分布状況 について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
植物	植物相・植生の変化 生育環境の変化 貴重な植物種・植生の消滅等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に基づく推定 ・類似事例による推定 ・その他適切な方法による推定 [必要に応じて、大気質、騒音、水質等の変化と関連付け]	
生態系	生態系の変化 種の多様性の変化 生態系を代表する種の生育・生息環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に基づく推定 ・類似事例による推定 ・その他適切な方法による推定 [必要に応じて、大気質、騒音、水質等の変化と関連付け]	次に掲げるような、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境又は連続したつながりによる生物の生息空間に対する影響の程度を把握できること。 <ul style="list-style-type: none"> ・自然林及び湿原であって人為的な改変をほとんど受けていないもの ・改変により回復することが困難である脆弱な自然環境 ・里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）であって、減少又は劣化しつつあるもの ・氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの ・水源涵養林、防風林及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境 ・都市において現に存する樹林地その他の緑地（斜面林、

			社寺林、屋敷林等を含む。)及び河川並びに水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境
景観	景観資源 優れた景観資源の変質・消滅等	事業計画に基づく推定	眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
	眺望景観 重要な視点場からの眺望	<ul style="list-style-type: none"> ・立体模型の作成 ・予想図、透視図等の作成 ・モニタージュ写真の作成 ・ビデオによる画像合成 ・その他適切な方法による推定 〔歴史的文化環境との調和〕に留意	
人と自然との触れ合いの活動の場	触れ合い活動の場の改変 音環境の変化 利用状況の変化 等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に基づく推定 ・類似事例による推定 ・予想図、写真等の作成 ・その他適切な方法による推定 	野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
文化財	文化財の変質・消滅 利用状況の変化 等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に基づく推定 ・類似事例による推定 ・予想図、写真等の作成 ・その他適切な方法による推定 〔歴史的文化環境との調和〕に留意	影響を受ける文化財の有無、その影響の程度を把握できること。
廃棄物等	廃棄物の種類・発生量 廃棄物の処理体系 再生資源の利用 等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に基づく推定 ・類似事例による推定 ・経験的回帰式による推定 ・その他適切な方法による推定 	廃棄物等の発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。
	残土の種類・性状・発生量 残土の処理体系 有害物質の濃度 等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に基づく推定 ・類似事例による推定 ・その他適切な方法による推定 	
温室効果ガス等	温室効果ガス等の発生量、吸収量、回収量、エネルギー消費量等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に基づく推定 ・類似事例による推定 ・その他適切な方法による推定 〔必要に応じてオゾン層破壊物質の使用量等について把握〕	温室効果ガス等の発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。
風害	地表風の風向、風速	<ul style="list-style-type: none"> ・風洞模型実験 ・類似事例による推定 ・その他適切な方法による推定 	影響を受ける範囲、その影響の程度を把握できること。
電波障	電波障害の程度	・理論式(数値計算)	影響を受ける範囲、その影響

害		<ul style="list-style-type: none"> ・類似事例による推定 ・その他適切な方法による推定 	の程度を把握できること。
日照阻害	冬至日の日影時間の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・数値計算による日影図等の作成 ・模型実験 ・その他適切な方法による推定 	影響を受ける範囲、その影響の程度を把握できること。
その他	その他必要な項目	適切な方法による推定	影響を受ける範囲、その影響の程度を把握できること。